

令和 8 年第 4 回大町町議会（定例会）会議録（第 3 号）							
招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 8 日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和 8 年 6 月 11 日	午前 9 時 30 分		議 長	諸 石 重 信	
	散 会	令和 8 年 6 月 11 日	午前 11 時 52 分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番		山 下 淳 也		6 番		早 田 康 成
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	井 手 勝 也		書 記		山 口 順 也	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長		川 原 恵	
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長		尾 崎 達 也	
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事		亀 川 修	
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長		吉 村 秀 彦	
	町 民 課 参 事	土 井 道 代		子育て・健康課長		灰 塚 重 則	
	福 祉 課 長	釘 本 あゆみ		子ども保育課長		前 山 正 生	
	農林建設課長	古 賀 九州男		教育委員会事務局長		副 島 徳二郎	
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 11 日

日程第 1 一般質問

1. 地域防犯灯の更新について (三根和之議員)
2. 八ツ江樋管の進捗状況について (三根和之議員)
3. 豪雨時における六角川河口堰の運用に関する協議につ
いて (早田康成議員)
4. 町政への A I 導入についての是非を問う (江口正勝議員)
5. 高齢化対策提案 福祉の町、高齢者に優しい街の実現 (江口正勝議員)
のために高齢者向けの住居（アパート）の建設の考えは
あるか

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 4 回大町町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。2 番三根議員。

○2 番（三根和之君）

皆さんおはようございます。2 番三根和之でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今議会の町政課題として、地域防犯灯の更新について、2 つ目は八ツ江樋管の進捗状況についてということで質問をしたいと思います。

初めに、防犯灯の更新についてを質問します。

近年、防犯対策や交通安全のための防犯灯や道路照明の重要性が高まっております。本町でも防犯灯のＬＥＤ化が進められていますが、地域によっては老朽化した照明柱や電球の取替えなどの維持管理の負担などが課題となっております。また、防犯灯の電気料や修繕費を自治会が全額負担している状況でもあります。

そこで、一つの月刊誌を見させていただきました。地方自治総合研究所の月刊「自治総研」のコラムの中でも、千葉県の佐倉市では、ＬＥＤ化を機会として市の直営に変更されたとなっております。市の直営というのは、維持管理を含めてということで理解をしたところでございます。また、その中に日高教授という方の論文の論説もありまして、防犯灯の管理は、近接性や地域管理、調整機能の観点から両者の協働が必要であるが、自治体は自治会に依存し過ぎではないかというようなコラムも載っておりました。

そこで、本町における防犯灯や道路照明灯の整備状況や今後の更新計画、自治会への支援について質問をいたします。３項目にわたり質問をさせていただきます。

１つ目、本町における防犯灯及び道路照明灯の設置状況とＬＥＤ化の進捗状況についてお伺いいたします。

２つ目、老朽化した防犯灯の点検、更新について、今後どのような計画で取り組まれるのか、お伺いいたします。

最後の３つ目は、自治会が負担している維持管理に対する支援の現状と今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

それでは、お答えいたします。

まず１点目、本町における防犯灯及び照明灯の設置状況とＬＥＤ化の進捗状況というところでございますが、いわゆる街灯と呼ぶ照明につきまして、本町では３種類ございます。

１つが道路交通の円滑化を図るため、道路を照らすことを目的とした道路照明灯です。町内に交差点を中心に１３６基設置しています。２つ目が災害時などに避難所等への誘導を目的とした避難誘導灯で、町道中央線等７路線に１１８基設置をしています。３つ目が夜間に道路や住宅街を照らし、歩行者の安全や犯罪の抑止を目的とした防犯灯です。

このうち、道路照明灯と避難誘導灯は町が設置管理をしています。防犯灯については、地区内の防犯対策として、自警、自助の観点から地区の判断で設置されている位置づけと考えておりまして、電気代や電球、蛍光灯の交換、修繕等の維持管理について区で管理していただいておりますが、要望による新設につきましては町が設置をしています。

町が管理する道路照明灯と避難誘導灯については全てLED化が完了しています。防犯灯については、この10年程度で新設したものについてはLED仕様で設置をしていますが、それ以前に設置したもので蛍光灯タイプのものも多数残っているという状況でございます。

2つ目、老朽化した照明柱や防犯灯の点検、更新について、今後どのような計画で取り組まれるのかというところでございます。

地区の防犯灯については区で管理していただいております。要望による新設、または本体が修繕不可となり更新が必要となった場合は町で対応することとしております。2027年には蛍光灯が製造中止になりますので、蛍光灯の予備の確保をお願いするとともに、在庫がなくなった場合のLED本体への更新については町で対応することを区長会で説明をさせていただいております。今後は各地区で管理する防犯灯の位置や数、その管理方法についても調査をさせていただきたいと考えております。

3つ目です。自治会等が負担する維持管理費に対する支援の現状と今後の町の考えというところです。

地区からの要望による防犯灯の新設や修繕不可による本体の更新について町で対応することとしています。こうした状況を鑑み、電気料の支払いなど維持管理につきましては、引き続き区のほうでお願いしたいというふうに考えています。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。

まず、防犯灯のみでちょっと議論をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中に、10年ぐらい前までの新しい要望があるやつについてはLED化をしていると。具体的に、それより以前の分が何基あって、どれぐらいの残があるのか、その基数もちょっと教えていただければということで思いますので、農林建設課長よろしく願います。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

防犯灯につきましては、区の管理というところでしていただいております。先ほど言いましたように、この10年程度、LED化で更新、新設は行ってきております。ただ、その以前のものについては、もしかしたら炭鉱時代とかですね、そういう時期から設置されているものも恐らくあるんだろうということを思っておりまして、その防犯灯については、町のほうでは台帳等を備えておりませんので、把握できていないという状況です。

ただ、昨日も少しお話ししましたが、避難誘導灯と道路照明灯については町のほうで管理しておりますし、位置、数も把握をしております。それに当たらない場合は、地域で設置をされている防犯灯ということでこちらは認識をしているところです。

先ほど答弁にもありましたように、そういう状況もございますので、今後、区長会等を通じて、位置、数の確認等もさせていただきたいなと思っております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

実は道路照明灯、避難誘導灯、それから防犯灯、これの区分がはっきりしないんですよね、各地区でも。ちなみに、私の地区でちょっと調べさせていただいたんですが、小通地区では7基あるそうです。それで、その維持管理をちょっと調査させていただいたところ、全体で2万5,086円、1基当たり大体3,500円ぐらいの年間の経費がかかっているということです。

あわせて、江北、白石等も若干調査をさせていただいて調べたところ、実は江北町なんかは、さっき担当課長のほうがお話ししたとおりに、4月の区長会のほうで、その新設については、LED化にする場合については要望を取っていると。それで、全体の基数を町で入札して新しく実施をしていると。大体替える金額が1か所5万円ぐらいしますけど、合同で入札しますから2万円で済みますよというような実績が出ておりますということが調査の結果出てきております。

よって、先ほど、区長会で防犯灯の管理も含めて調査をするということが答弁されましたので、そこを確実に調査をしていただいて、今後、2027年度の問題等があるし、国について

もその達成率を30年度までに100%にすると。現行ではやっぱり66.7%程度ぐらいの進捗状況ですけど、それを伸ばしていくと。そうすれば、各地区の維持管理経費が少なくなりますね。LED化にして電気料が下がる、そして、蛍光灯の取替えをしなくてよろしいというような現状がありますので、素早くこれは対応したほうが地区にとってもいいかなということだと思います。

そこで、ちょっと質問させていただきますが、決算書を見させていただいたら、要望もあって、年間に約45万円程度が防犯灯の設置に費やしているということですが、一挙にここは整理をしたほうがいいかなと。というのは、そういうふうに合同で入札をすることによって1基当たりの単価も少なく、地区でやれば高いところですので、昔の水銀灯を替えるのも大変だという声もあります。よって、ここは2027年度問題も含めて、やっぱり町で一斉にやられる機会をつくったほうがいいかなということで予算の拡充もしていただければということだと思いますが、担当課長のほうに答弁をよろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

それでは、お答えいたします。

先ほど言ったようなお話を区長会等でさせていただいたり、あと、これも区長さんとかからお話をいただく際に、区長さんもやはり数年で交代をされたりしますので、例えば、請求書はこの数来ているんだけど、場所のひもづけが分からないと。この請求書はどの防犯灯だろうかというところで、なかなか区のほうでも把握されていなかったりというところが実際あるようでございます。中には、廃止した防犯灯、ただ契約だけ残っているようなところもあったり、そういう話も一部聞いたりしておるところです。

そういうところですので、まずは先ほど申しましたように、位置、場所を区のほうでも把握をしていただく、町のほうでもそれに合わせて把握をすると。その結果を受けて協議をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

調査をするということでお話がありましたので、よろしくお願ひしたい。

ただ、先ほども冒頭に申し上げましたが、道路照明、誘導灯、それから防犯灯、この区分が分からないわけですね。どれが防犯灯なのか、どれが照明灯なのかという部分でシールを作って電柱のところに表示をしたら、管理上の問題も含めて、ああそうか、ここは区でせんばらんとばいね、ここは町がしてくれるとよねというような状況も出てくるんじゃないかなと。

そこで、今回を機会として、そういう表示の問題についてはどうでしょうか、担当課長。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

道路照明灯と避難誘導灯については比較的明るい、かなり明るいものが原則としてついております。防犯灯は、先ほどの道路照明灯、避難誘導灯からすると暗めの照明。見た目はそういうことでございます。ほとんどが電柱の共架によって設置をしているもの、特に新しいLED灯についてはそういうふうにさせていただいておりますので、もしかしたら電柱の表示の許認可というのものもあるのかもしれないと今考えているところでございまして、まず、ちょっとその辺を確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ぜひとも早急に確認をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、新聞の記事の掲載の中に、ちょっと古いやつについての発火等のことが記載をされておりました。器具ごとLEDに替えていただくのが、こういう発火に対するリスクが減るのではないかなということとあわせて、一斉にすれば蛍光灯の処分の仕方についてもスムーズにいくかなということを思っておりますので、そこら辺を含めてよろしくお願いをしたいということで思っております。

最後に、先ほど言った議論の中で、LED化に対する予算の拡充についての町長の答弁をお願いしたいということで思っております。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

御質問の趣旨が地域の負担なのか、この設置経費のことなのか、ちょっとよく分かりません。私はこの質問の事前通告を受けたときに、地区の負担軽減というふうに取りらせていただいております。その上で申し上げますと、道路照明灯、防犯灯を除いての誘導灯につきましては町が管理するということです。そして、防犯灯につきましては、これまで各地区の要望を受けて町で設置を行うということでこれまでも運営させていただいております。維持管理は地区ということでさせていただいております。三根議員が言われるのは、人口減少とか高齢化、さらには電気料金、電球等の資材価格の上昇などによって地区における維持管理の負担が増しているというようなことだったのかなとちょっと思いました。

一方で、この防犯灯というのは、昔から自警という意味も含めて地域の実情、そして必要に応じて設置してきたという経緯があります。その維持管理を地域で担っていただくということにしておりますけれども、それは適正な設置数の維持、地元意向による適切な場所、地域の防犯意識の向上、ひいては見守り活動につながるものというふうに考えております。例えば、町で一律管理をするということになった場合、設置管理数の増加を考慮して、必要性とか適正配置とかを検証するという町の判断を要することになりかねませんので、今のところ、このような懸念も踏まえた上で、地区の要望にはできるだけ応えていきたいということで、お手数ですがけれども、御負担もお願いをしているということでございます。

したがって、地区に御負担をいただくというのは現状のやり方をお願いをしたいと思っておりますけれども、その設置経費の節減については、千葉県のある市とか江北町とかの実情を私はちょっと確認をしておりませんので、いろいろな事情もあり、その内容もあろうかと思しますので、その辺は事実確認を今後させていただきたいというふうに思います。どちらが経費を削減されるかというのを私は確認しておりませんので、それはさせていただきたい。そして、地区の調査と併せて今後どうしていくかというのは、方向性を示させていただきというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。

私はこの質問をするときに、電気料の助成をお願いしたいなというようなこともちょっと

思っていました。ただ、ちょっと調べるうちに、LED化にすれば、維持管理についても延びるし、電気料も削減されるんじゃないかなというのを知りましたので、質問自体をちょっと少し変えて言っている。当初、正直言って、コラムもありましたので、やっぱり防犯灯については町も介入すると、また助成をするというような地域の流れが出てくるんじゃないかなということを思っておりましたが、ちょっと調べるうちに、合同で入札をすれば負担も安くなるし、維持管理も安くなるかなということを考えましたので、そこはちょっと少し変わってきたかなということで思っております。

それで各地、特に江北も含めて調査するということですので、よろしければ早めに大町町として実施を、合同入札を含めて削減されて、明るい町づくりをしていただければということだと思いますので、最後にそういうふうなことを要望して、この質問については終わりたいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

2つ目につきましては、八ツ江樋管の進捗状況についてということで通告しております。

現在の樋管整備については、国、県、町が連携して整備が進められております。特に下潟排水機場につきましては、完成し稼働をしております。また現場樋管、それから境川樋管については、現在、町の予算で国、県と協議し、工事着工に向けて進められていると認識をしております。

そこで、あと残る樋管につきましては八ツ江樋管のみ。場所的には上大町ですが、高良川の県の1級河川の末端にある樋管でございます。この高良川につきましては、大雨時は大町の農村地域を超えるとともに、江北町の家屋に深刻な被害が出ているということで、私も町会議員になって一番冒頭の一般質問は、この八ツ江樋管の整備をお願いしたいということで質問した経緯もありますので、これは長い懸案事項であると私も認識をしております。

そこで、以下の点について質問をさせていただきたいと思っております。

現在、この樋管についての県はどのような考え方で整備を進めようとしておられるのか、お伺いをいたします。

2つ目は、町は県に対して要望、協議を行っておられますが、現在の進捗状況はどうなっ

ておるのか、内容説明をお願いしたい。

3つ目として、具体的に樋管工事の着工予定時期はいつになるのかということで、3点について御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えいたします。

まず1点目、八ツ江樋管についての県の考え方というところでございます。

県では、高良川については、地元と協議を行い、江北町側への河川水の流出を防ぐよう最下流の左岸側に令和3年4月に護岸を整備しました。また、洪水時の河川の水位低減を図るため、令和元年度、2年度、4年度にしゅんせつを実施し、本年度も下流部のしゅんせつを計画しています。大規模な内水氾濫による浸水被害の低減に向けては、国、県、町など関係機関でしっかりと連携し、河川による対策だけではなく、流域全体で総合的に浸水対策を考え、取組を推進していくことが重要と考えます。高良川の治水対策を検討するため、大町町を事務局として、江北町、県も参画した大町東部地区流域治水対策に係る実務者会議が設置されています。ため池の活用やクリークの活用なども含め、流域治水対策として高良川の特性に合った効果的な浸水被害の低減に向けた取組について、関係町と連携して協議していきたいと考えていますという見解を得ております。

2つ目です。町として県に対して要望や協議を行っているとのことですが、その後、県との協議はどのように進んでいるかという御質問でございます。

本町では、議員の皆様にも参画をしていただき設置しました大町町内水対策期成会名で、令和4年7月28日に佐賀県知事宛て、佐賀県県土整備部長宛て、佐賀県杵藤土木所長宛てに高良川における治水対策の促進に関する要望書を提出し、ポンプの増強、しゅんせつ、遊水池の設置等を要望しています。昨年度は大町東部地区流域治水に係る実務者会議を開催し、本町、江北町と県にも参加していただき、高良川以東の流域治水対策に係る意見交換や現地確認を行いました。本町、江北町からは、ため池の低水管理や水路の事前排水の取組、また、令和3年豪雨の際に住宅地へ高良川の河川水が流れ込み、大きな被害があった江北町の状況も報告がありました。ポンプによる排水能力の増強についてもこのとき要望をしております。4月には河川事務所からも現地視察をしていただき、今後は実務者会議にも参画していただ

けるとのことですので、助言もいただけるものと思います。今後も様々な機会を利用して要望、協議を行いたいと考えております。

3つ目です。樋管工事の着手時期及び今後の整備見通しということでございますが、今年度は高良川下流域のしゅんせつを計画されているということは伺っております。ですが、その他排水ポンプ等について、具体的な言及は今のところいただいておりますので、現時点でお答えできることはないという状況でございます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

経過については分かりました。ただ、実務者会議が令和7年度に1回実施されたんですかね、それとも何回なのか。それで実務者会議の中での意見は集約されたと思うので、要望については県も参加していますので、ある程度いいかなということを感じますが、頻繁にしていかないと整備についてはなかなか厳しいかなということと考えます。

この実務者会議をやったり年に何回か開いていただくと。特に大町町が事務局ですので、事務局サイドで誘導していくというような取組、実務者会議を頻繁に開催して、特に六角川についての許可関係も要りますので、流域河川関係、国の会議の中でも早めに早期実現をしていただくというような手続、これが必要ではないかなと。常に町長もオール大町で事業推進をやりたいということで考えておられるかなということで、一般質問の中の答弁でもいろいろありますので、オール大町で、特に江北も巻き込むような形とするためには、この実務者会議の重要性というのは多大だと思いますので、そこを年1回じゃなくて、二、三回含めて実施をするという考え方はないか、お伺いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

実務者会議につきましては毎年開催しておりますけれども、現時点で年に数回というところはまだ考えておりません。大雨が降って、高良川の状況が少し変わったりとか、再度被害がある、いろんな状況があると思いますけれども、昨年も高良川は実は東側から若干の越水をしております。その写真等も撮って、この実務者会議の折には、このくらいの雨でもこう

いう状況でしたということをお伝えしておりますし、そういった状況等があれば、数回の開催というのでも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

頻繁にさせていただいて、特に今回は下流のしゅんせつがされると。先ほど担当課長のほうから实际的にしゅんせつは何回かしているというようなお答えもあって、今年度も再度されると。このしゅんせつだけでは追いつかないんじゃないかなという懸念があるんですよ。よって、素早く、今、国道34号以北については確実に高良川の事業が進んできていますが、結局、線路より下が全然イメージ図もないし、川幅をどうするのか、どういうふうにやるのかと、こういうイメージづくりも、やっぱり町民からすれば、ああ、こういうのができるんだねというような格好になると思うんですよ。実務者会議の中でイメージ図をつくって、特に越水の状況が昨年もあったということで、遊水池の仮掘りなどをしていただくというような取組なんか、考え方として出てこないかなということでと思いますが、担当課長どうでしょうか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

先ほど言われましたように、しゅんせつはしていただけることとなっておりますが、もちろん、しゅんせつだけでは足りないというのは、こちらとしては共通認識でございます。ですので、ポンプの要望もしているというところになろうと思います。

遊水池等の仮掘りということを言われましたけれども、規模や、掘るにしても個人さんの土地を借りることになるような話になろうかと思しますので、いろんなハードルもあろうかと思えます。そういうところも実務者会議の中では発信をさせていただきたいとは考えます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

極力発信して、一時的なもので取りあえず急な状況を打破するという意味合いでも、そう

いうふうな応急措置も必要性があるかということでおります。

実は今日の新聞にも、ペルー沖の海水温が高くなって、異常気象が日本にも訪れるというような状況が記載されておりましたので、今年度は台風が来るのかなという懸念もあります。そういうことを含めて対応をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、町長のほうに答弁をお願ひしたいんですが、六角川の流域関係の問題で高良川、八ツ江樋管の位置づけというのがどういうふうな形で進んでいるのか、また、町長の決定事項じゃないんですが、県も含めてですが、位置づけはどういうふうになっているのか、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

八ツ江樋管も今言われましたね。八ツ江樋管については国の管轄です。それで、高良川につきましては、これは県の1級河川ですので、県の管理となっております。そのため、実情はしっかりその管轄の上級機関のほうにお話をさせていただいております。

先日、国交省の武雄河川事務所長に高良川流域、砥石川ため池の上流から下のほう、南側を含め現場の視察をいただきました。そして、専門的な立場で御指導、御協力をいただくということでお話をしております。

特に今問題となっているのが高良川の許容を超えた溢水であると思いますけれども、これは物理的な視点から、上流ため池群を含む高良川流域の内水解析をお願いしているところです。大雨時は江北町のほうへ流出もあるということで、家屋の被害も出ているということも聞いておりますので、江北町も含めて県に課題解決への要望書を提出しております。

先ほど課長が申し上げましたけれども、現時点では、今年度、一部しゅんせつが予定をされておりますけれども、そのほかに何か計画が立てられていると、それが未着工であるということはありません。まだ見通しというのが公表できる分はありませんけれども、町としては、先ほどの三根議員のお考えも含めて、江北を含めて町のほうでつくっております実務者会議で提案をさせていただいて、そして問題解決に向けて有効な手段を模索していきたいというふうに考えております。

したがって、八ツ江樋管がどうというのは、その位置づけというのは、これは国の六角川の部分ですので、町のほうから今何かを要望をしているということはありません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

この要望書の段階で、ポンプの増強も含めて要望がされているというようなこともちょっと答弁の中にありましたので、ポンプの増強であれば、国も関係するわけですね、入れ込む場合には水位が上がりますよということで、国も確実に関わりがあるんじゃないかなと。これは高良川の整備も含めてでしょうけど、最終的には高良川の樋管から越水を出すということであれば、江北側に影響はないんじゃないかなというような、ポンプの増強の能力の問題もありますけど、越水する分の量を出すと。増水すればどうしようもないんですけど、余裕があればポンプを増強して、今の現況の能力をアップしてやればいいということになりますので、やっぱり国もこの実務者会議の中にも入れてでも議論するべきじゃないかなということだと思いますが、そこを含めて町長の答弁がもらえればということだと思います。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これは大雨時、そして六角川の満潮時の高良川の出口の問題。県の1級河川である高良川の出口が満潮時には塞がるということで、高良川の水を六角川に出す、ポンプアップしてということだと思います。したがって、今、私が解析をするというのは、高良川流域の水がどのくらい高良川に入ってくるのかというのを解析していただくということにしております。その量によってポンプの必要な大きさが大体分かってくると。今は0.6のポンプをつけておりますが、越水しているということはそれでは間に合わないということですよね。だから、そういう解析をして、そして、どのくらいのポンプが必要なのかということも含めて、それで、どのくらいと出たら、国のほうにこれだけ出しますよというような話に進んでいくのかなと思います。この先の実務者会議の中にも、国、武雄河川事務所のほうに入っていただくというのは先ほど課長が申し上げたとおりですので、一緒になって問題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、現時点では、今申し上げた計画でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

町長の答弁の中に、解析をしてからポンプの能力の増強についても検討するということがお話がありましたので、今後その解析を早期に、それと併せて大町町単独だけでなく、江北町の町長も含めて、それから議員も含めて一緒に、先ほど言いましたオール大町で早期解決を図っていければと私は思っております。担当課長に要望したいのは、そういう陳情をできる体制づくりもよろしくお願いをして、今回の2つの質問については終了したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

続きまして、6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番早田でございます。本日は、豪雨時における六角川河口堰の運用に関する協議ということについて質問をさせていただきます。

なお、運用に関する協議ということですので、六角川水系流域治水協議会の会議内容に関する質問に集中するかと思いますけれども、大町行政もその協議会のメンバーであることから、進めさせていただきます。

また、前回質問時間がちょっと取られなかったので、今回は前回の内容についても継続した形で質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

先月22日に第10回六角川水系流域治水協議会が開催されました。豪雨時の水害等への備えなどを協議されたというふうに思っております。毎年この協議が行われておりますけれども、排水ポンプの増設とか、堤防の補強とか、それから河川敷の掘削、流れを阻止するヨシの繁殖防止、堤防の補強、掘削、流れを阻止するヨシなんかの工事が如実に行われたわけでございます。このことは先日8日の町長の言葉にもありましたけれども、ほとんどの改善は、一応計画は終わったというふうなことでお伺いしているところでもあります。

また大雨の季節になる。令和になって2度の水害を経験して、毎年この時期になると眠れないという町民もおられるかと思います。これにより、その方々に少しでも安心が与えられたんではないかというふうに思うわけでございます。

また、昨日の一般質問にありましたように、少子高齢化が進む中で、安心・安全な町づくりのためにも、災害のない大町を目指さなければなりません。災害当事者から聞いたところでございますが、家を継ぎたい、継いでいくことについて考えるけれども、幾ら川の整備をしたとしても、また同じことが起きるのではないかと、将来を考えた場合、家督継承は断念せざるを得ないような感じでおるというふうな不安を持っている方がおられました。このような思いがある以上は、行政として被害経験者の不安、地区の環境づくり等、真に受け止めながら、できる限り継続した対策を講じていかなければならないというふうに思います。

先ほど申しましたように、これまで排水ポンプの増設等、災害対策の改善策が取られたことは住民の不安を和らげたことになったかもしれません。しかし、被災者の拭えない大きな不安、これは有明海の満潮と大雨時の六角川の水量、これが重なったときの場合ということがそこにあるように感じます。令和に入って2度の水害を受けられた方々の脳裏には——当時の満潮時の六角川が逆流現象が生じていた。満潮に近かったんですね。豪雨と満潮時が重なって六角川の許容量は限界に達したと。排水ポンプの運転調整が行われました。そして排水停止、内水氾濫というふうな経緯があったわけでございますけれども、その経験が忘れられないということでもあります。

私は防災対策が取られてきたことと、さらに六角川河口堰の活用ができれば、内水氾濫を少しでも軽減させることができるのではないかという気持ちを持って本日の質問をするところでございます。

六角川の河口堰は昭和40年ぐらいから計画、そして実行されてきて、58年に完成したということですが、この分につきまして、高潮対策の目的で建設されたと、また白石地区のかんがい用水として六角川の淡水化の要望、こういった話があったわけでございます。しかし、高潮に対しての説明は受けられたけれども、漁業者のほうにはこの淡水化についてのお話がなかったという現実がそこにあるわけでございます。したがって、説明不足等によって話合いがこじれて、その後、進展はなく、建設されてから40年以上、高潮が発生したときが数回ありましたけれども、それで閉鎖したということぐらいのみで、通常は満潮、干潮に関係なく開放されたままになっているのが現状であるわけでございます。

六角川が満潮時の際は、晴天でも河川敷の高さまで海水が逆流し、大潮の際は、当該河川につながるところの農業用河川の樋管まで流れ込んでいる状況は皆さん御承知のとおりだと思います。この満潮時と豪雨が重なれば、六角川の許容量が限界に達することは、先ほども

申しましたように、十分に予測できるところでございます。

前回も同じ質問をしておりますけれども、被害当事者からは、1回や2回、それだけではなくて、水害を防ぐためには何回でもいいから考えてもらいたいという考え方であります。有明海の干満の自然現象を見極めて、六角川河口堰を効率よく運用してもらいたいという願いがあり、六角川に係るところの問題に対し、各行政機関及び関係機関と当会議において協議していく、問題と捉える必要があるんじゃないかというふうなことで、これを一つ御質問させていただきます。

2つ目は、六角川は時代とともに確実に浅く、狭くなっています。一部の現象ではありますけれども、上流の武雄川、高橋川、見えるところですが、濁泥が沈殿して埋まって、ヨシが覆い尽くした状態であります。沈殿の一部を浸食しながら川は流れている。大きく高橋川、それから武雄川を捉えたところで、六角川も同じような状態という考え方が自然ではないかというふうに思います。

このように手の施しようのないような六角川でございますけれども、潮の逆流を防ぐ河口堰の運用によって、六角川の沈殿現象を防いで河川幅を広げ、流量も確保できる内容となるのではないかというふうに思います。また、素人考えではありますけれども、海底の環境を変えて、海の環境を変えまして、酸素量が増え、それから漁業にとって効率的な対策になるのではないかというふうにも考えております。

これはまた席上に戻って、こういったところの具体的内容については御説明させていただきます。

河口の運用については、建設当時から関係機関との話し合いがいろいろなされてきたというのは私は十分承知しているところでございます。しかし、建設当時の環境とは違った昨今の異常気象、これを鑑みれば、六角川河口堰を主とした災害対策を検討していくことが必須ではないかというふうに思うわけでございます。1センチでも、2センチでも、10センチでも、水害の軽減が確保できるのであれば、その対策を講じる必要があるというふうに考えます。ただ、これは先ほど申しましたように、大町単独での問題として取り上げるものではありません。当該協議会があります。近隣市町と連携し、取組を協議し、また、国、県の関係者、学識経験者並びに有明海沿岸の関係機関との話し合い等、交渉していくべきではないかというふうに思って、この2つ目の質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えをいたします。

六角川河口堰は、昭和58年3月に高潮対策とかんがい用水等に充てるための淡水の確保を目的として建設をされております。現在は農業を取り巻く環境の変化もあり、用水利用はされておらず、高潮対策を目的として、台風接近時など潮位が上がる場合に一時的に閉門するという運用が行われております。

御指摘の豪雨時における六角川河口堰の活用の有効性という部分につきましては、既に検討、協議は数度行われております。六角川河口堰上流において、干潮時の水位から満潮時の水位までの貯水容量、干潮時に河口堰を締め切った場合の貯水可能な空き容量につきましては、これが850万トンというふうに推計をされているところです。

一方で、令和元年8月豪雨のピーク流量である毎秒約2,000トンの水が流入することを想定した場合、先ほど議員のほうからもありましたように約1.2時間、72分というところで満潮時の水位まで到達するという試算はされております。干潮、満潮は6時間置きに繰り返されますので、干潮時に河口堰を締め切ったとしても、1.2時間、大体72分で満杯になり、有明海よりも六角川の水位が高くなります。このため、次の引き潮開始前までに洪水を貯留することはできず、ゲートを開放する必要が出てまいります。したがって、当該操作による浸水被害軽減の効果は見込めないということは、国、県、近隣市町、関係機関の共通認識となっております。

また、仮に六角川河口堰を閉め、たまった水をポンプで有明海に排水しようとする、毎秒約1,000トンで排水できる能力のポンプが必要とされ、費用もさることながら、この大型ポンプをどこにどうやって取り付けるかと、現実的には難しいと判断をしております。過去、国や県、气象台等を含めた近隣3市3町で構成する六角川水系流域治水協議会においても議題とされた経緯がございますが、六角川河口堰の活用については課題が多く、現実的ではないということが確認をされております。

また、このことにつきまして、言われたように、先月22日に六角川水系流域治水協議会を開催された際に改めて河口堰の治水対策への活用についてお伺いをしております。河口堰を全閉した状態から全開にするのに約30分以上の時間がかかる、万が一、開放が間に合わな

かった場合、沿岸部に大きな浸水被害等が発生する可能性があり、現実では難しいと考えますという回答がありました。河口堰が閉まっているということで上流側の水が逃げ場がなくなった場合に沿岸部堤防から越水するという可能性があるということで、その場合の被害は非常に大きいものであるというふうに想定がされます。また、六角川に水がたまっただまの場合、堤防や川底から浸透し、堤防外側へののにじみ出し、農作物や排水に影響する懸念というの也被げられております。

したがって、大雨時の河口堰の治水対策としての活用は現時点では難しいと考えますが、大町町内の浸水被害軽減に向けて、国、県、流域市町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今の話については、前回の質問のときに私は理解しております。850万トン、これは干潮時から満潮時の水量というふうなことですね。これを締め切らなくたって、開けたって、850万トン逆流していますよ。

ここでちょっとお伺いしますが、危険水域というのは、堤防のどれぐらいまでいったら危険水域になるんですか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

地点地点でそのメートルというのはありますが、ちょっと本日、細かい数字を確認しておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今言ったように、850万トンというのは、満潮、大潮が来たりなんかすると、それぐらいになるんですよ。あと、そこに雨が降ったりすると、堤防にかかってくるわけですね。河川敷の上に上がって、降った雨がそこにずっと流入してくるわけですね。そしたら、今度はこ

れがいっぱい降って下流に流れていく。引き潮になったといったときに、その段階で850万トンという数字が邪魔をするわけですね。というのは、堰をしてしまって、河川敷の上から堤防まで何メートルあるか分かりませんが、危険水域までですね。それを除けば、何もこの堤防に影響を与えることはないというふうに考えられます。したがって、満潮になった、閉めて850万トンが満杯になった。だけど、雨が降って、どんどん満杯になって堤防までかかってきたと。これが越境したら、これを流せば自然と流れていくでしょう。止めたところに水が多く入ってくるんだから。嘉瀬川とか江川というんですかね、久保田と牛津の中間にあるやつ。あれだってちゃんと堰が機能していますよね、淡水化して。これについてはまた申し上げますけれども。

私がここで何を言いたいかというと、まず、六角川河口堰の建設の当初の考え方なんです。わざわざあれだけの施設を造っているわけですね。何のため造ったのかということなんです。昔は、戦前、江戸時代かどうか知りませんが、六角川が一つの運航機関だったんですね。今は国道34号がありますけど、あれは進駐軍が入ってきて、ブルドーザーでざっとああやって造ったのが今の国道34号です。旧長崎街道のみの道だったんです。佐賀まで行こうとすると、リヤカーで行かないかん、そういう時代だったんです。そのときに六角川というのは、こういった運航交通の主として運用されていたわけです。炭鉱の石炭の搬出、それから商用品の流入、高橋の一番商用の岸壁があったみたいですけど、そこからはいろんな武雄の商品が六角川を渡ってずっと運用がされてきたという経緯があるわけです。しかし、炭鉱が閉山し、それから、そういった国道34号ができ、流通も三輪車みたいなトラックで運用ができるようになった。となってくると、六角川の利用も徐々に減少してくるわけです。したがって、そこには今までスクリューで回ったり、オールでこいだりしていた泥が、今まで流れた分がほとんど流れなくなった。そのまま自然の中に溶け込んでいくわけです。

これは質問じゃなくて私の調べ語りになるけど、今言いました江川ということですが、そのところでテストをしたんです。河口堰を閉めて、そしてどういうふうに海洋生物に変化があるかということ进行测试したときに、25日間閉めました。そのときに濁泥は二、三メートル上がったというふうに言われている。ということは、堰がなければ、3メートルほどの泥が川に流入されるわけです。これは嘉瀬川も一緒です。嘉瀬川も嘉瀬の森林公園の横に樋門がありますよね、堰が。あそこ淡水されたところ、これも相当の段差があるから、格差があるから、嘉瀬川の流用について堰が運用されるとき、されないときとあるかも分かりませ

んけど、これは六角川とちょっと違いますけど、そういうふうな泥の世界、これが一番問題だというふうに考えられるわけです。

この根拠は何かといいますと、佐大の教授で榎本さんという方がいらっしゃいます。この方は六角川河口堰の河口堰閉めきりに係る影響委員会のメンバー。この中に「六角川河口堰の稼働をめぐる」ということで書いておられます。当初、建設計画は、表向きは高潮対策、それで公表を開始したわけです。しかし、腹の中は高潮防除だけでなくほかにあったと。それが淡水化をする目的というのがあるんです。1つは白石平野への水の供給、もう一つは潟泥の遡上防止なんです。それで、この分が運用されたときにこれを持っていったわけです。そうしたら、漁業、有明海側は、私たちは高潮としか聞いてないぞということになったわけです。これは皆さん御存じのことと思いますけど、どうでしょうか。関係ないよと、だから、淡水化なんてとんでもない話だということになって話が分かれた。そしたら、淡水化をする国にとっては、今まで実践して研究してきた中で、そこ淡水化しても有明海の生物に関しての、漁業に関しての影響はそんなにないという専門家の意見をもってやっているわけです。それを最初はほとんど聞く耳を持たず、全く取り合ってもらえなかったというのが現状なんです。これは県のほうにも申請書が漁協から行っております。

そういう中で、今私たちは治水対策、いろんなことをやっていますが、結局は潟泥の処理でしょう。掘削にしても、ヨシの繁殖防止、大きなところはそういうところなんです。ということになれば、この六角川の河口流域を広くするためには、今の逆流するところを止めて、そして真水で洗い流していく、そういったことをしないと、将来、30年、40年、50年となったときに、今から考えておかないと六角川は埋まってしまいます。そこで幾らポンプで上げようと、土手を高くしようと、そういうことをやっても私は意味がない。永遠に六角川を掘削するんですかと。そういった面からして、私はこの六角川の河口堰というものについて、この協議会の中に取り入れてしっかりと研究してもらいたいなというふうに思っております。町長でも担当課長でも結構です。この考え方についてお伺いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

早田議員、今るる申し上げられましたけれども、議員の考え、主張を検証しておりませんので、それについて答弁はありません。

この質問の趣旨は、河口堰を活用して、国、県、市町、関係機関で話合いの場を設けるべきなのかだと思います。この治水対策については、これまでも何遍も説明をしましたし、山下議員の質問でもお答えをしたとおりです。国、県、流域市町の治水対策の中に河口堰の活用は入っておりません。運用の難しさ、デメリットの大きさ等、過去にもこれは協議をしてきております。

したがって、この治水対策に対して、河口堰の活用というのは非常に可能性としては低いと考えておりますし、これまでのいきさつを考えた場合には、話の場に俎上するということはないというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

堰を止めることによって何か問題があるかということを見てみましたけれども、今申しましたように、嘉瀬川は淡水化して有明海の海水になっていますね。それから、今言った久保田と牛津の間にあります川、これも淡水化してやっておるわけです。何の問題もない。ただ、六角川だけは何で堰を造って何もできないのかということです。

私はこういったものを一連とかで考えたときに、当初に国が当たり前の行動ができなかったことが一番の問題なんですね、50年前に。うそをついたようなことをやっておるから、今の現状が生まれてきているんですよ。

例えば、今のオスプレイの話じゃないですけども、いろいろもめます。もめるけれども、もめてそれを解決していく。自分の意思を持って、国の意思を持って、それに挑戦していく、これが仕事でしょう。そういうふうな気持ちじゃなくて何ができますか。私はそういうふうなことで、行政でも何でも一緒です、会社でも一緒です、戦略があって目的がある。そこに合わせて戦術、行動があるわけです。目的を忘れて戦術ばかりやったって意味がないわけです。これだけは皆さんの脳裏に置いてください。何にしてもそうです。だから、目的は何だったのかということ、もう一つ河川事務所は考えるべきというふうなことで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時 5 分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4 番江口議員。

○4 番（江口正勝君）

4 番江口でございます。今回は2 問質問させていただきます。

1 つ目が町政へのA I 導入についての是非を問う。2 問目が高齢化対策提案として、福祉の町、高齢者に優しい街の実現のために、高齢者向けの住居（アパート）の建設の考えはあるのかという問いでございます。

1 問目、町政へのA I 導入についての是非を問う。

これはさきの3 月議会のときに、町長の答弁だったか、所信表明だったか、どちらかで、大町町もA I を利活用するというお話がありましたので、これはやっぱりひとつ内容的な確認も含めてお伺いするに値するという思いで、今回テーマとして取り上げさせていただきました。

今、世間では、毎日毎日A I 絡みのニュースが報道されまくっているというか、新聞でもテレビでも、私はちょっと関心があって、2 か月ぐらい前からデータを集め始めたんですけども、あまりにも情報量が多過ぎてとんでもない量になりました。基本的なことからちょっと始めさせていただきたいと思います。

一口にA I、A I と言うけれども、A I って何なの、A I ってどんなことができるの、行政はそのA I をどういうふう to 活用しようと思っているの、A I の問題点はないの等々についてお伺いしたいと思っています。

まず、A I とは何か。これを調べたら、アーティフィシャル・インテリジェンス。アーティフィシャルというのは人工的とか人為的とか、そういうニュアンスの言葉ですけども、インテリジェンスは知能とか知識とかということで、日本語訳としては人工知能と呼ばれています。今までの業務処理とかじゃなくて、最近は生成A I なんて自分で文章を作ったりとか、そこまで進歩しているわけなんですけれども、どんなことができるのか。いろんなことができますけれども、私の頭に残っているものとしては、例えば、数学者が解けなかった定理をA I が解いちゃった。へえと思いますわね。人間の頭で解けなかった数学上の

問題、それをA Iにやらせたら、A Iは解いちゃった。加えて、東大、京大の入学試験、A Iにやらせたらトップ合格。とにかくすごい能力があることは、この2つの例からも分かるかと思います。

もう一つの側面は、このA Iブームというのは、経済の問題にも関連してきています。御存じのように、ソフトバンクの企業価値がトヨタ自動車の企業資産額を超えちゃって、トップに立っちゃったと。これは孫さんが、これからはA Iの時代だということで、数兆円を投資して、今年度は5兆円の利益を生み出したとか、経済の投資のテーマでもあるんですね。びっくりしたのは、つい最近、アメリカ政府がA I企業の株の購入を検討していると。へえと思いましたね。そういう機能の問題だけでなく、経済的な面でA Iは深く関わっているという現状がございます。

具体的な活用方法としては、企業の人手不足解消、行政の窓口対応への適用、すごいことができるのは間違いないです。例えば、松本デジタル大臣、この間、生成A Iを活用して国会答弁をやっちゃったという報道がありました。地方議会でも、大分県ではA Iに過去のいろいろな議会関係のデータを読み込ませて、それで一般質問に対する執行部側の答弁書を作らせたら、1分かからなくてできちゃったと、そういうすごい能力があるんですね。この間のニュースでは、A Iに過去の地震のデータ情報、例えば、古文書なんか大昔にこんな地震があつて、こういう災害があつたとか、そういう情報を読み込ませて、その当時の地震の規模、マグニチュードを調べさせるとか、そんなことまでできるし、やらせているというような状況でございます。

いろいろ問題点はあるんですけど、問題点は後でちょっと指摘させていただきますけれども、今回の質問趣旨を読み上げます。町政へのA I導入についての是非を問う。世界を席卷するA Iブーム。メディアでは毎日のようにA I関連の情報が飛び交い、その行方、動向が注目されている。企業や日本国政府はもとより、県や各自治体でも競ってその利活用を検討している。まさに時代はアナログ社会からデジタル社会へと大転換している様相だが、この勢いは人間社会にとって果たして是か非か。大町町でも、さきの議会で町長自らがA Iの利活用を表明されたが、その背景ともくろみを伺いたい。

質問1、町のA Iに対する認識と導入の目的は何か。

2番、具体的には、どのような分野でどのような役割を期待しているのか。

3番、A I導入でコンサルの必要性の低減や事務職の失業という問題は発生しないのか。

4 番、情報の流出やデータの消失という懸念はないのか。紙データ（アナログ資料）の保存は保たれるのか。

5 番、コンピューターが人間社会を支配するという未来の姿に、町はどのような認識を持っておられますか。

A I に関する全体的ないろんな深い意味合いがあつての A I ブームであるということを踏まえた上で、行政側がそれを利活用するということであるので、その辺の背景的なものも踏まえた上で御答弁いただければと思っておりますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

それでは、江口議員の御質問にお答えいたします。

A I、いわゆる人工知能技術につきましては、近年急速に発展しており、民間企業のみならず、国や自治体においても業務効率化や住民サービス向上の観点から活用が進められております。

御質問の1点目と3点目をまとめてお答えいたしますが、本町におきましても、A Iは有効な技術の一つとの認識であり、職員の業務を補助するツールであるとともに、住民サービスにおいては、住民にとって最も身近で導入効果が目に見える形となるものについて、費用対効果を勘案しながら、必要に応じて導入を検討していくこととしております。そのため、現時点で、コンサルタントの業務削減や事務職の削減などを目的としたものではありません。

続いて、本年度は住民福祉のさらなる向上の一環として、町民の健康増進に関する分野においてA Iを活用した産学官共同による研究を進めてまいります。元気な長寿社会の実現を目指し、これから予想される人材不足による個別指導の限界、人的負担の軽減、医療費の抑制など、大町町民に特化した高齢者、あるいは町民のためのヘルスケアアプリ開発につなげ、未来志向のA Iによる一町民一健康アドバイザー構築を早期に目指していきたいと考えております。

4点目の情報の流出やデータの消失という懸念についてですが、町としては、A Iの導入に当たっては、当然のことながら、情報流出やバックアップ体制について対策を講じた上で導入することとしております。一方で、紙データの保持については、災害時の避難者名簿など必要なものもあり、可否を判断しながら、住民の皆様の命や権利に関わる情報などについて

ては紙媒体で対応、確認できるアナログな管理、保存体制も確保しておくべきと考えております。

最後の御質問ですが、仮定の話であるため、町の認識については特に持ち合わせておらず、お答えすることができません。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

ほかにも何か出てくるかなと思ったけど、当たり障りのない無難な、よくまとまった答弁だと思います。ＡＩは使っていませんよね。大丈夫ね。

これはかなり問題点があるんですね、皆さん御存じだと思いますけれども、アンソロピックというアメリカのＡＩ企業。クロード・ミュトスという、そういうＡＩが大変な騒ぎになっていますね。システムの脆弱性をすぐ見つけて、それに攻撃を加えることもできると。これは大変だということで、国も大騒ぎしましたね。片山大臣をはじめ、そのクロード・ミュトスに日本国もアクセスできるようにしてくれとかと大騒ぎで、結果的にはそういう道筋ができたみたいですけどね。確かに、金融業界にそういうシステムの脆弱性を突っ付いてパンクさせたら大変ことになりますよね。我々はＡＴＭなんかでもお金を出せなくなっちゃう、振込なんかでも送金もできなくなる。これは大事だということで、国を挙げての対応をしていると。

私の親戚に半導体会社に勤めている人がいますけれども、ＡＩ絡みの情報というのは毎日変わってきていると。事実、私も毎日このＡＩ絡みの情報を追いかけていましたけれども、ころころ変わってきています。進化も見られる。例えば、問題点の一つとして、大学生がＡＩを使って論文を作っちゃうと。その結果、どういうことが起こるか。大学の教授は大変ですわね。本人が考えた論文なのか、ＡＩが入っているのか。結果どうなるかという、ＡＩを使って論文を書いた学生にいろいろ問い詰めてみると、なかなかまともな回答が出てこない。何のことはない。思考能力が低下するという、そういうマイナス面が出てくると。さらに進化して、最近ではＡＩを使った論文かどうかを判断するＡＩまで出てきている。もうとめどもない進化です。

それと、さらに恐ろしいことには、ＡＩ自身が自らの機能を強化、進歩させるところまできた。アンソロピックなんかは、これはやばいぞと、このまま進んだら、人間が制御できな

い状況までいっちゃうよということで、開発の速度を抑制すると、そこまでの動きが始まっています。これは何かというと、やっぱり先ほど課長は……

○議長（諸石重信君）

すみません、具体的な質問に入っていただいてよろしいでしょうか。一般質問でございますので。

○４番（江口正勝君）

一般質問だから、いろいろ僕の思いを込めて質問につなげますから。

○議長（諸石重信君）

お願いします。

○４番（江口正勝君）

A I が制御できなくなるという状況になった場合、どうなるのかと。

質問は一応終わりましたがけれども、結論として言えば、A I の利活用というのは時代の流れではあるけれども、便利だからと安易に信用し、利用してはいけないと。個人情報や町の機密などが漏えいするリスクもあり、二重、三重のリスク管理を図り、結局はA I のいいところ取りに努めようと。さらに言えば、こういうA I を担当する専門のスタッフの雇用も必要じゃないかと思っていますけれども、その点、町長、そういうA I 専門スタッフの育成、養成とか考えはありますか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

A I について専門スタッフを置くということは考えておりません。まず、そのA I 活用がブームとは思っておりません。D Xを進めていくという上で技術革新の一環だと思います。

そもそもA I を活用するのは、自治体のD X推進の目的という中で、単にパソコンとかオンライン化を進めることではなく、大きく住民サービスの向上、そして行政事務の効率化に分けられると思っております。そういう中で、今回、町でも元気な長寿社会の実現を目途に、産学官の連携の下で、大町町に特化したヘルスケアアプリ開発につなげたいということを考えているところでございます。その上で、いろんな費用対効果、町民ニーズを見極めながら、A I 活用の有用性を模索していきたいというふうに思っておりまして、今回、その一環でA I 活用、住民サービス向上業務というのを掲げさせていただいております。

私がA Iを今後活用していく、導入していくというのは、江口議員が思っておられるようなA Iを活用していくという意味ではありません。町民のニーズ、そして住民サービスにつながる、そして業務の軽減につながる、経費の削減につながる、そういうことでA Iを活用していくというふうに申し上げたつもりでございます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

だから、A Iのいいところ取りをしていこうということですよ、問題点はあるんだけどね。これは最高裁長官はA Iは猛獣だと言っていましたね。ローマ教皇も第4次産業革命に値すると言いながら、人間性の問題とかということでいろいろ警鐘を鳴らしていますけれども、そういう問題を多く引き継ぎながらやってA Iをみんな迎え入れているという現状だと思いますけれども、データの個人情報の流出とかということがないように、くれぐれも注意されて活用、運用をしていただきたいと思います。

最後に1点、今後これからも、今回、大学と共同していろいろアプリを開発するとかって新聞記事に出ていましたけれども、これはずっと毎年毎年予算化して続けていかれるお考えですか。それだけちょっと。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今回、A Iを活用したヘルスケアアプリ開発ということについては、今年度、予算を計上させていただいております。これがまず開発から検証、そして実用という形で3か年ぐらいかかるのかなと思いますので、今のところ、今年、予算を計上した金額でお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

次の質問に移させていただきます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

２問目の質問に入ります。

高齢化対策提案と名づけました。福祉の町、高齢者に優しい街の実現のために高齢者向けの住居（アパート）の建設の考えはあるかという問いでございます。

御存じのように、大町は佐賀県で一番高い高齢化率、40%を超えていると。これはある意味では、はたから見ればマイナスイメージですわね。ざっくり言って、町を歩いている２人に１人が高齢者だというような状況でございますから。私はこれを逆手に取って何かやれないかと思ったんですよ。昨日の答弁で、町長は水害に対する考え方で、負のイメージを払拭してポジティブな情報が発信できる町にしたいみたいな趣旨のことを発言されましたけれども、これは高齢化対策でも言えるんじゃないかと僕は思うんですよ。だから、負のイメージを払拭して、大町も高齢者が喜んで住めるような、あるいは、よその市町の高齢者も大町に行って住みたいと思うような、そういうポジティブな情報発信ができる一つとして、高齢者向けの住居の設置を望むところでございます。

具体的な質問に入ります。

高齢化対策提案、福祉の町、高齢者に優しい街の実現のためのために高齢者向けの住居（アパート）の建設の考えはあるか。

質問要旨、佐賀県で一番高齢化率の高い大町のネガティブ状況を逆手に取って、高齢者にとって安心・安全で優しい町づくりを実現してはどうか。数ある高齢者対策の中で、今回は生活の基盤である住居について伺います。

ちょっと具体的に言えば、住居の１階部分には健康管理ができるような簡単な設備、あるいは、生きがいつくりや生涯学習につながるような娯楽施設コーナーを併設。一番のメリットというのは、一括して見守り体制が整えられると。そういう施設があれば、Ｕターンして大町に戻りたいという大町出身者の意向にも応えられるんじゃないかと。

これは民間にもいろいろ老人施設がいっぱいあるじゃないかという話になるかもしれませんが、民間の老人施設とのすみ分けとしては、民間では介護、要介護の方々に介護人が一緒にいたりとかしますけれども、基本的には、高齢者ではあるけれども、要介護の必要がない、自炊などができて、自立できる人を対象に取りあえず住んでもらうと。

質問１としては、佐賀県一の高齢化の町を逆手に取る計画はあるのか。高齢者対策は、大町の町政課題の最大テーマだと。これは住居のみならず、生きがいつくりとか福祉の強化と

か、いろんな側面がありますけれども、それを踏まえた上で、今回は住居に関して。

いろいろ調べた結果、シルバーハウジングという言葉が出てきました。シルバーハウジングとはどのような特徴を持つ住宅ですかという質問です。

3 番目、UR 賃貸住宅という言葉も出てきました。UR 賃貸住宅の存在をどのように町は受け止めていますか。

それらの情報、制度の説明をしていただいた後で、4 番目、大町でシルバーハウジングや UR 賃貸住宅のような高齢者向けの住宅建設は可能ですかという質問でございますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

福祉課長。

○福祉課長（釘本あゆみ君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

まず、県内の高齢化率ですが、令和 7 年10月1日現在の推計人口では、本町の高齢化率は 41.5%で、太良町42.3%に続く県内 2 番目に高い自治体であり、毎年変動していることを御認識いただきたいと思います。

それでは、本町の高齢者対策についてお答えいたします。

本町における高齢化の進行は重要な課題であり、次のような取組を行っております。

第 1 に、住民主体の通いの場づくりです。週に 1 回、いきいき百歳体操などの自主的な活動を行う通いの場では、高齢者同士の結びつきが強化され、地域全体の活性化や共助の精神の醸成につながっております。

第 2 に、住民ボランティアの育成です。一例を挙げますと、住民ボランティア組織、大町縁ジョイ会では、元気な高齢者の方が支援を必要とする高齢者の方に対して、外出や買物の支援、介護予防活動を行っておられます。高齢者が生活支援のサポーターとなり、生き生きと活動されている点が特徴です。

第 3 に、まちバス・タクシーおでかけ支援助成事業です。買物など外出促進を図るため、運転免許証を保有しない75歳以上の高齢者に対し、まちバスやタクシーで使えるイキイキおでかけチケットを配布しております。

第 4 に、シルバー e スポーツ普及啓発事業です。e スポーツを活用した介護予防事業に取り組み、社会参加の促進や認知機能低下防止を図っております。

なお、ただいま御紹介した取組以外にも、高齢者が安心して暮らし続けられる町づくりのため、地域包括支援センターを中心に各種施策を推進し、元気な長寿社会の実現を目指してまいります。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

2 番目以降につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

シルバーハウジングとはどのような特徴を持つ住宅ですかという御質問でございます。

シルバーハウジングとは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、地方自治体、都市再生機構、住宅供給公社などにより提供される高齢者や障害者向けの公営の集合住宅で、手すりやバリアフリー、緊急通報システムの設置などの施設、生活援助員による生活相談や安否確認、緊急対応の体制が取られている場合など、高齢者が自立して生活できる施設、環境を整えたものです。入居者の年齢制限があり、別途利用料がかかる場合もあるようでございます。

UR 賃貸住宅の存在をどのように受け止めているかという御質問でございます。

UR 賃貸住宅は、独立行政法人都市再生機構が管理、運営する賃貸住宅で、礼金が不要で、敷金と日割家賃、共益費のみで入居できるとされており、初期費用を抑えることができます。さらには、保証人、保証金も不要です。高齢者向けのものもあり、施設やサービスの内容により数タイプのものがあるようです。

UR 住宅の存在をどのように受け止めているかという御質問ですが、町内の住宅の問合せの際、保証人がいないなどの相談も受けることもありますし、初期費用が抑えられるというメリットから、子育て世代はもとより、自立されている高齢者にとって選択肢の一つにはなると思いますが、UR 住宅については独立行政法人都市再生機構が管理運営する住宅で、佐賀県内には該当物件もないことから、住民の方にもなじみはないのではないかというふうと考えております。

3 目です。大町でシルバーハウジングやUR 住宅のような高齢者向けの住宅建設は可能かという御質問です。

UR 賃貸住宅は、先ほど申しましたように、独立行政法人都市再生機構が管理運営する物件ですので、町の判断での建設はできません。シルバーハウジングについては、新設や現行

の住宅の活用により制度としては可能ですし、趣旨等については全く否定するものではありません。ただし、新設については費用面という大きな問題がありますし、現行の施設利用とした場合も、生活補助員の駐在やその利用料ということから多くの課題があります。ほかに法に基づく計画策定、事務手続、ハード面の整備など多くの課題がありますので、現時点で設置を行う考えはありません。町では、老朽化した簡易平屋団地の対策、整備等を優先したいと考えております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

高齢者向けの住宅、いいと思うんですけどね。場所はいっぱいあるわけです。杉谷団地、千場団地、今進めておる複合施設の予定地が。URに関しては、都市開発機構がやっているからなかなか難しいということなんだけれども、シルバーハウジング、これは佐賀市なんかでもやっているんですよね。電話でちょっと伺いました。あえてシルバーハウジングというのを造っているんじゃないです。市営住宅の一角をシルバーハウジングシステムを導入して機能させている。何のことはない。ぶっちゃけたイメージとしては、ナースコールのイメージだと。何かあった場合には、ボタンを押せば誰か駆けつけてくれると。そういう安心・安全を住む人に持っていただく、そういう機能だと。

以前、福祉課のほうでそういうのはありましたよね。何かボタンを押せば、すぐ緊急連絡が取れるというような制度で、その器具を希望者には貸し付けているとかという話を聞いたことはあるんだけど、その辺をうまく組み合わせてやっていけば、住居は造れないにしても、シルバーハウジング的な機能を持った制度づくりのレベルアップにつながるのじゃないかと。本当はやっぱりバリアフリーのそういうふうな高齢者に優しいアパートを造って、1階部分に共用スペース、あと、上のほうには若い人も住んでいただく、あるいは、千場団地や杉谷団地を利用した場合には、そこに現在住んでいる方々を優先的に入ってもらうとか、いろんな配慮の仕方があると思いますけれども、これはやっぱりお金の問題ですか。何か内容的には一応評価する部分もあるけれども、お金がかかるから現実的ではない、課題も多いということで、結果的には造りませんという答えを得たと思うんだけど、それとも、それ以外に需要がないとか、ちょっとその辺を説明してもらえますか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

先ほど答弁の中に申しました、法律に基づく住宅ということになります。法律自体は、平成13年に策定をされております。それ以降、国でのプロジェクト等も行われているようですが、それも平成の中盤だったと思うんですが、先ほど議員言われたように県内で佐賀市に2軒、あと唐津市に1軒あるということでお伺いをしております。3棟、3軒ぐらいというところもあって、一定の需要はあろうかと思えますけれども、でも、逆に言うと、やはりいろんな問題がある。特に生活補助員ですかね、そちらの運営、運用等がやはり苦勞されている部分あるというふうにも伺っております。

先ほど言われたように、既存団地の活用という考え方はもちろんあろうと思えますけれども、現在の町内の団地にも、その対象となる60代以上の世帯もありますし、対象にならない若い子育て世代の方が入っていらっしゃる場所もございます。これは登録しないといけないというところがあるので、住宅の中で各世帯、いろんな年齢層の世帯が入るというのが可能なのかどうかというのは、ちょっと確認をしたいとは思いますが、そういった問題もありますし、一律に施設設備を整備するということもなかなか困難かなというふうに思っています。

もちろん費用面というのは大きな課題ですが、平成13年の法律に関わって、県内でも3棟、3軒の設置というところで、ほかにもいろんな課題があろうと思えます。そういったところも考えて、町としては、現在ほかに優先すべき事項があることから、現時点では考えていないというお答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

私は優先課題として、やっぱり高齢者対策というのは第一優先だと思っています。先ほどは福祉課長ありがとうございました。僕は今現在でも大町が佐賀県で一番高齢化率が高いかと思ったら、2番目になっちゃったんですね。太良町が42.3%と。去年あたりはたしか大町が1番でしたよね。そういうふうに認識を少しずつ高めていかなきゃいかん問題かなと思います。

一応問題提起として。こういうことができるのであれば高齢者も喜ぶし、高齢者が多いという負のイメージを払拭できるという町長発言にも適合するので、僕はもうちょっと前向きな答弁が出るかと期待していたんですけども、次回以降、また頑張ってやりたいと思います。

最後にどなたでも結構ですけれども、P F I 事業というのがあるらしいんです。プライベート・ファイナンス・イニシアチブということなんですけれども、これの説明をどなたかしていただけますか。

○議長（諸石重信君）

事前通告にはないですね。インターネット等でもP F I はしっかり説明が載っております。

○４番（江口正勝君）

もう御存じだったということでもいいわけですね。

じゃ、せっかく問いかけたから、ちょっとだけ紹介しましょう。P F I 事業とは、公共施設の整備、運営を民間の資金、ノウハウを活用して行う手法のことです。だから、やろうと思ったら、いろんなものが既に制度としてあるんですね。今後やっぱり町の自前でやろうとすると、いろいろ財政的な問題等が出てくるかもしれませんが、そういう制度もあるということで、いろんな活用をしながら、町と町民の利益につながるような行政をやるということは最終目的なので、それに向けてお互いさらに研さんを積みながら、いい方向に持っていきましょうや、町の在り方として。

以上で質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時52分 散会